中部学院大学・中部学院大学短期大学部　運動部活動安全安心憲章

前文

中部学院大学・中部学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、運動部活動が学生の人格形成、健康増進及び豊かな学生生活の実現に重要な役割を果たすことを認識し、学生の生命、身体及び人権を尊重しながら、安全かつ安心して活動できる環境を整備することを大学の責務とする。

本学は、事故の未然防止、人権侵害及びハラスメントの防止並びに継続的な改善に努め、すべての学生及び指導者等が相互に協力しながら安全安心な大学スポーツ環境を構築するため、本憲章を定める。

第１条（目的）

本憲章は、本学における運動部活動の安全及び安心の確保に関する基本理念及び基本方針を定めることを目的とする。

第２条（適用範囲）

本憲章は、本学体育会に所属する運動部及びその活動に関わる学生、指導者その他関係者に適用する。

第３条（基本理念）

本学は、次に掲げる理念に基づき運動部活動を推進する。

一　学生の生命及び身体の安全を最優先とすること
二　学生の人格及び人権を尊重すること
三　事故の予防及び再発防止に努めること
四　健全で公正な大学スポーツ環境を実現すること
五　継続的な改善により安全管理体制の向上を図ること

第４条（大学の責務）

本学は、安全安心な運動部活動を実現するため、必要な体制の整備、情報提供、教育及び支援を行うものとする。

第５条（指導者の責務）

指導者は、学生の安全確保及び人権尊重に配慮し、適切な指導に努めるものとする。

第６条（学生の責務）

学生は、自己及び他者の安全確保に努めるとともに、安全管理に関する指導及びルールを遵守するものとする。

第７条（安全管理体制）
本学は、運動部活動に関する安全管理体制を整備し、適切に運用するものとする。

第８条（健康管理）
本学及び各運動部は、健康管理及びコンディション管理に努めるものとする。

第９条（研修及び啓発）
本学は、安全管理、事故予防及びハラスメント防止に関する研修及び啓発活動を実施するものとする。

第 10 条（遠征及び移動時の安全確保）
遠征、合宿、大会参加その他移動を伴う活動については、安全確保を最優先とし、本学が定める基準に基づき実施するものとする。

第 11 条（事故発生時の対応）
事故が発生した場合は、人命及び身体の安全確保を最優先とし、適切な対応を行うものとする。

第 12 条（事故報告及び再発防止）
事故発生後は必要な報告を行い、原因究明及び再発防止に努めるものとする。

第 13 条（ハラスメント防止）
本学及び各運動部は、ハラスメントその他の人権侵害行為の防止に努めるものとする。

第 14 条（相談体制及び情報共有）
本学は相談体制を整備するとともに、安全管理に関する情報の共有に努めるものとする。
２ 学生その他関係者は、必要に応じて UNIVAS 相談窓口その他の学外相談窓口を利用することができる。

第 15 条（周知及び見直し）
本学は、本憲章を周知し、社会情勢、法令及び UNIVAS の基準等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則
本憲章は令和８年 10 月１日から施行する。

中部学院大学・中部学院大学短期大学部　運動部活動安全安心推進要領

第１章 総則

第１条（目的）

本要領は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部運動部活動安全安心憲章（以下「憲章」という。）に基づき、本学における運動部活動の安全管理及び安心して活動できる環境の実現に必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（位置付け）

本要領は、憲章を実現するための実施基準として定めるものとする。

第３条（適用範囲）

本要領は、本学体育会に所属する運動部及びその活動に関わる学生、指導者並びに関係教職員に適用する。

第２章 組織体制

第４条（安全管理体制）

本学は、運動部活動の安全管理を推進するため、次に掲げる担当者を置く。

一　運動部リスク管理責任者
二　運動部事故対応責任者
三　運動部事故対応担当者

第５条（運動部リスク管理責任者）

運動部リスク管理責任者は学生課長をもって充てる。

２　運動部リスク管理責任者は、次の業務を行う。
一　安全管理体制の整備
二　事故情報の集約
三　研修及び情報提供
四　関係部署との連絡調整
五　再発防止の推進

第６条（事故対応責任者）

各運動部は、監督、コーチ、キャプテンその他これに準ずる者のうちから事故対応責任者を選任するものとする。

２　事故対応責任者は、事故発生時における状況把握、初動対応及び大学への報告を行う。

第７条（事故対応担当者）
　各運動部は、主務、マネージャーその他これに準ずる者のうちから事故対応担当者を選任するものとする。

２　事故対応担当者は、事故対応責任者を補佐し、連絡、記録及び報告等を行う。

第 8 条（役割分担）
　各担当者の具体的な役割については、別に定める「実施体制・役割分担表」による。

第３章 平常時の安全管理

第９条（リスクの把握）
　各運動部は、競技特性、活動内容、活動場所及び活動環境に応じたリスクを把握し、必要な安全対策を講じるものとする。

第 10 条（施設及び設備の安全確認）
　各運動部は、活動開始前その他必要な時期に施設、設備及び用具等の安全確認を行うものとする。

第 11 条（施設点検）
　施設、設備及び用具の点検は、「施設安全チェックシート」により実施する。

第 12 条（補修等の報告）
　施設、設備又は用具に破損その他安全上の問題を発見した場合は、速やかに学生課へ報告するものとする。

第 13 条（改善要望の集約）
　学生課は、施設、設備及び用具等に関する改善要望を集約する。

第 14 条（改善対応）
　学生課は、必要に応じて施設担当部署（総務課等）との協議の場を設け、改善要望事項について、リスクの程度、緊急性及び重要性等を踏まえ、対応の優先順位その他必要な措置を検討する。

２　改善が必要と判断された事項については、その緊急性及び重要性を踏まえ、優先順位を定めて対応する。

３　前項において改善が必要と判断された事項については、原則として１年以内に必要な対応を行うものとする。

４　予算措置、施設整備計画その他やむを得ない事由により１年以内の対応が困難な場合は、代替措置その他安全確保に必要な措置を講じるとともに、計画的に改善を進めるものとする。

第４章 健康管理

第 15 条（健康状態の把握）

指導者及び運動部代表者は、活動参加者の健康状態の把握に努めるものとする。

第 16 条（活動の制限）

発熱、睡眠不足、過度の疲労その他安全な活動に支障を及ぼすおそれがある場合は、活動内容の変更又は参加の中止等の措置を講ずるものとする。

第 17 条（熱中症対策）

暑熱環境下において活動する場合は、暑さ指数（WBGT）、活動時間、水分補給及び休憩時間等を考慮し、必要な安全対策を講じるものとする。

第 18 条（健康情報の取扱い）

健康管理に関する情報は、関係法令及び学内規程に基づき適切に管理する。

第５章 保険

第 19 条（保険加入状況の確認）

各運動部は、毎年度１回以上、所属する学生及び指導者の保険加入状況並びに保険の補償範囲を確認するものとする。

第 20 条（保険加入の推奨）

本学は、学研災、学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）、スポーツ安全保険その他必要な保険制度について情報提供を行うものとする。

第 21 条（加入勧奨）

各運動部は、未加入者に対し、必要な保険への加入を推奨するものとする。

第６章 研修及び啓発

第 22 条（研修等の実施）

本学は、毎年度１回以上、安全管理、事故予防、応急手当、熱中症対策、ハラスメント防止その他必要な事項に関する研修又は情報提供を実施するものとする。

第 23 条（参加及び代替措置）

各運動部は、原則として指導者及び学生を前条の研修等に参加させるものとする。

２　やむを得ず参加できない場合は、前条の録画等の視聴、UNIVAS 研修その他大学が認める研修の受講をもって代替することができる。

第 24 条（安全意識の向上）
　研修等を受講した者は、その内容を所属する運動部内で共有し、安全意識の向上に努めるものとする。

第 7 章 事故対応

第 25 条（事故発生時の対応）
　事故が発生した場合は、人命及び身体の安全確保を最優先とし、必要な措置を講ずるものとする。

２　事故発生時の具体的な対応手順、事故区分及び報告基準については、別に定める「事故発生時対応フロー」による。

第 26 条（事故報告及び再発防止）
　前条第 2 項の事故区分においてレベル 2 又はレベル 3 の事故が発生した場合は、事故発生報告書により大学へ報告するものとする。

２　報告対象事故については、事故原因究明・再発防止策検討シートを用いて原因分析及び再発防止策の検討を行うものとする。

３　遠征・移動中の事故については、「課外活動団体遠征・移動安全管理ガイドライン」に定める報告基準によるものとする。

４　本学は、報告された事故について必要な確認を行い、関係部署と連携しながら再発防止その他必要な措置を講ずるものとする。

第 8 章 記録及び情報共有

第 27 条（記録の保管）
　事故発生報告書その他安全管理に関する記録は学生課が保管するものとする。

２　保管期間は原則として 5 年間とする。ただし、法令その他の定めがある場合又は紛争対応、事故調査その他大学が必要と認める場合は、この限りでない。

第 28 条（情報共有）
　本学は、毎年度 1 回以上、学内外の事故事例及び再発防止策等について情報共有を行うものとする。

第９章 相談体制

第 29 条（相談窓口及び緊急連絡体制）

本学は、ハラスメントその他安全安心に関する相談窓口を整備し、周知するものとする。

２　相談者は、必要に応じて本学の相談窓口のほか、UNIVAS 相談窓口その他の学外相談窓口を利用することができる。

３　本学は、事故、災害その他緊急事態に備え、緊急連絡体制を整備するものとする。

４　緊急連絡先その他必要な事項については、別に定める「緊急連絡先一覧」による。

第 10 章 年間計画

第 30 条（年間安全管理計画）

本学は、別に定める年間安全管理スケジュールに基づき、運動部活動における安全管理活動を実施し、その実施状況の確認及び評価を行うものとする。

２　年間安全管理スケジュールには、次に掲げる事項を含むものとする。

一　安全管理体制の確認

二　安全管理及びハラスメント防止に関する研修

三　事故及びヒヤリハット事例の整理

四　保険加入状況の確認

五　安全管理活動の評価及び改善

３　各運動部は、前項に基づく安全管理活動に協力するとともに、必要に応じて活動状況の確認及び改善に努めるものとする。

第 11 章 雑則

第 31 条（事務及び見直し）

本要領に関する事務は学生課において処理する。

２　本要領は、法令改正、UNIVAS 基準の改定及び運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

附則

１　本要領は、令和８年 10 月１日から施行する。

２　本要領に定める様式及び関連資料は別表のとおりとする。

別表　関連資料一覧
事故のリスク一覧（別紙１）
施設安全チェックシート（別紙２）
施設補修申請書（別紙３）
保険加入の推奨について（別紙４）
事故発生報告書（別紙５）
事故原因究明・再発防止策検討シート（別紙６）
UNIVAS 相談窓口案内（別紙７）
緊急連絡先一覧（別紙８）
事故発生時対応フロー
実施体制・役割分担表
年間安全管理スケジュール
課外活動団体遠征・移動安全管理ガイドライン
遠征・移動安全チェック様式（参考様式第１号・第２号）

中部学院大学・中部学院大学短期大学部　運動部活動における安全安心憲章

事故発生時対応フロー

事故発生・傷病者発生

傷病者の状態確認（怪我人の状態確認は、最悪を想定したうえで対応を行う。）

レベル１	レベル２	レベル３
・歩行可能 ・擦り傷や捻挫など ・意識もしっかりしている	・歩けない ・骨折の疑い ・頭、首を受傷した	・普段通りの呼吸なし ・意識・反応がない ・手足が動かない ・大量出血
応急手当	手当・処置	１１９番通報
競技復帰が可能かの判断	病院連絡・準備	緊急手当て（AED,止血等）
	関係者への報告	関係者への報告

1　生命・身体の安全確認　意識・呼吸の確認　大出血等の確認　二次災害の防止

2　必要なら119番・AED　レベル3なら迷わず119番

3　事故対応責任者へ連絡　監督・コーチ・キャプテン等（各部で選定）

4　事故対応担当者　大学へ連絡　家族等への連絡　救急隊への情報提供
事故状況を記録（人がいれば分担する）

5　大学へ報告（一報）　レベル３:直ちに　レベル２:速やかに　レベル１:部内で記録

6　医療機関受診等、事故記録、報告（様式）

7　原因確認・再発防止

8　必要に応じて大学から各部へフィードバック

救急車を呼んだ時に必要な要員と役割！

・負傷者に対応する人（2～3人）
・AED、救護資機材を持ってくる人（1～2人）
・記録係（時系列、情報を紙にまとめる人）（１～2人）
・警備員に連絡し救急車を誘導する人（1～2人）
・健康管理室、学内の職員、教員に連絡する人（1～2人）

中部学院大学・中部学院大学短期大学部　運動部活動安心安全憲章　実施体制・役割分担表

担当	主な役割	平常時	事故時	事故後
運動部リスク管理責任者 学生課長	大学全体の安全管理体制を統括	研修・情報提供、事故情報集約、関係部署との調整	必要な連絡・調整、重大事故の大学内共有	再発防止の確認、事故事例の共有
事故対応責任者 監督・コーチ・キャプテン等	各部の事故対応を統括	部内の安全確認、緊急連絡体制確認	状況把握、応急対応の指示、119番等の判断、大学への報告	原因確認、再発防止策の検討
事故対応担当者 主務・マネージャー等	連絡・記録・対応補助	緊急連絡先、AED等の確認	119番、大学連絡、記録、関係者連絡等	事故報告書作成補助、記録整理
部員	自ら・仲間の安全確保	体調確認、用具・施設確認、ルール遵守	周囲への声掛け、応急対応への協力	事実確認、再発防止への協力
関係部署	専門的・事務的支援	施設、保健、学生支援等	必要に応じた支援	改善措置等

※運動部リスク管理責任者は、各運動部の日常的な活動を直接監督するものではなく、大学全体の安全管理体制の整備、情報集約及び必要な連絡調整を担う。

※事故対応責任者は、学生がその任に当たる場合は学生に過度な責任又は負担を負わせることのないよう配慮し、監督、コーチその他の指導者等が必要な支援を行うものとする。また、事故の発生そのもの又は事故による結果について責任を負うものではなく、事故発生時における必要な連絡、対応及び報告を行う役割を担うものとする。

年間安全管理スケジュール（運動部活動安全安心憲章関連）

４月

（年度初め・前年度末に依頼）

- ☐ 各部の事故対応責任者・担当者確認
- ☐ 緊急連絡先確認
- ☐ AED・救急用品等の周知
- ☐ 安全安心憲章の周知
- ☐ 保険加入状況等確認
- ☐ 学内及び学外相談（含む、UNIVAS）窓口の周知

５～６月

- ☐ 安全研修（UNIVAS 等、事故対応・応急手当、熱中症、インティグリティ等）
- ☐ ハラスメント防止研修（安全研修と併せて実施可）

６～７月

- ☐ 夏季活動前確認（暑熱環境、活動時間、水分・休憩、体調管理、遠征・大会）

11～12 月

- ☐ 事故・ヒヤリハット等の整理
  - ☐ 重大事故　☐ レベル２事故　☐ 必要なレベル１事例　☐ 施設・設備上の問題

１～２月

- ☐ 年度評価
- ☐ 事故傾向
- ☐ 問題点
- ☐ 研修状況
- ☐ 改善事項

３月

- ☐ 次年度準備
- ☐ 体制確認
- ☐ 様式修正・必要な憲章・ガイドライン見直し

随時

- ☐ 遠征・大会（「課外活動団体遠征・移動安全管理ガイドライン」による）

事故発生時

- ☐ レベル２・３を大学へ報告
- ☐ 必要な事故対応
- ☐ 原因・再発防止
- ☐ 必要に応じて、上記の事例を関係者に情報共有